

湯河原町告示第 30 号

旧地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項、第 158 条の 2 第 1 項、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 80 条の 2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 114 条及び旧介護保険料（平成 9 年法律第 123 号）第 144 条の 2 の規定に基づき、歳入の収納事務を次のとおり委託したので、旧地方自治法施行令第 158 条第 2 項、第 158 条の 2 第 6 項、旧国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 23 第 1 項、旧高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 33 条第 1 項、旧介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 45 条の 7 第 1 項及び湯河原町予算決算会計規則（昭和 43 年湯河原町規則第 12 号）第 58 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

湯河原町長 内 藤 喜 文

- 1 歳入の収納業務を委託した私人の住所及び氏名
東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号
株式会社しんきん情報サービス（MMK 設置店）
- 2 委託した業務の範囲
町民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納業務
- 3 委託した期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
- 4 受託者と提携して業務を行うコンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリ本部一覧
別紙のとおり